

佐賀県選挙管理委員会告示第 36 号

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 150 条第 1 項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のように定め、平成 25 年 7 月 28 日から施行する。

なお、衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送（平成 8 年佐賀県選挙管理委員会告示第 30 号）は、平成 25 年 7 月 27 日限り廃止する。

平成 25 年 7 月 19 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 松 尾 紀 男

放送設備	基幹放送事業者名	回数
テレビジョン放送	株式会社サガテレビ	1
ラジオ放送	長崎放送株式会社	1